

契 約 書

利用者氏名 _____ 様

合同会社A・S・S

訪問看護ステーション iスマイル

訪問看護契約書

_____様（以下、「利用者」という。）と、合同会社A・S・S 訪問看護ステーション iスマイル（以下、「事業者」という。）は、訪問看護の利用について、次の通り契約します。

（契約目的）

第1条 事業者は、利用者に対して医療保険及び介護保険等の関係法の基に、利用者が居宅において、その能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう利用者の療養生活を支援し、心身の機能回復を目的として適正な訪問看護を提供し、利用者は事業者に対してそのサービスに係る利用料を支払う事を契約の目的とします。

（契約期間）

第2条 この契約期間は、契約の締結の日から契約終了の日までとします。なお、利用者から契約終了の申し出がない場合は自動的に更新致します。

（訪問看護の内容）

第3条 事業者は、利用者の希望を聞き、主治医の指示書及び居宅サービス計画書に沿って、訪問看護計画書を作成して利用者及びその家族に説明を行い、同意を得た上で決定するものとします。

- 2 利用者は、訪問看護計画書に沿ってサービスを利用します。
- 3 事業者は、利用者に係るサービス内容が変更された場合、又は利用者若しくは家族等の要望に応じて訪問看護計画について変更があった場合は、協議して訪問看護計画を変更するものとする。

（主治医との関係）

第4条 事業者は、訪問看護サービスの提供を開始する際には、主治医の指示を文書で受けます。

- 2 事業者は、主治医に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出して主治医と密接に関係を図ります。

（訪問看護の利用料）

第5条 利用者は、医療保険及び介護保険等関係法に定める料金を支払います。

- 2 事業者は、利用者からの料金の支払いを受けた場合は、その領収書を発行します。

- 3 事業者は、利用者に料金の変更がある場合は、事前に説明を行い同意を得ます。
- 4 事業者は、医療保険及び介護保険法等関連法の適用を受けない訪問看護サービスがある場合、予めその利用料について説明し同意を得ます。
- 5 利用者は、利用料の変更に応じられない場合は、事業者に対して文書で通知して契約を解除することができます。

(利用料金の滞納)

- 第6条 利用者が正当な理由なく利用料金を3ヵ月以上滞納した場合は、事業者は1ヵ月以内の期間を定めて催促し、なお支払わない時は、契約を破棄します。
- 2 事業者は、前項を実施した場合には、利用者担当の主治医、介護支援専門員、利用者の居住区である市町村等に連絡する等、必要な援助を行います。

(訪問看護師の交替等)

- 第7条 本契約において「訪問看護」とは、所定の研修を受けた上で、訪問看護サービスに従事し、医師の指示により生活習慣・生活リズムの確立、生活技術・家事能力・社会技能等の獲得、対人関係の改善、社会資源活用の支援等を行う看護師、准看護師、作業療法士等の専門職員とします。
- 2 利用者は、訪問看護の交替を希望する場合には、当該訪問看護師が業務上不適当と認められる事情、その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問看護師の交替を申し出ることができます。
 - 3 事業者は、訪問看護師の交替により、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

(利用の中止、変更、追加)

- 第8条 利用者は、利用期日前において、訪問看護サービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出るものとします。

(サービス内容の変更)

- 第9条 事業者は、サービス利用当日、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更をできるものとします。

(事業者及びサービス従事者の義務)

- 第10条 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって利用者の生命、

身体の安全・確保に配慮するものとします。

- 2 事業者はサービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医に確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めるものとします。
- 3 事業者は、利用者に対する訪問看護サービスの実施について記録を作成し、それぞれ保管する。

(守秘義務)

第 11 条 事業者、サービス従事者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族等に関する事項を正当なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

(訪問看護師の禁止事項)

第 12 条 訪問看護師は、利用者に対するサービスの提供に当たって、次に該当する行為を行いません。

- イ 利用者若しくは、その家族からの金銭又は物品の授受
- 利用者の家族等に対するサービスの提供
- ハ 利用者若しくは、その家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- 二 その他利用者若しくは、その家族等に行う迷惑行為

(契約の終了)

第 13 条 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い、事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- イ 利用者が死亡した場合
- 事業者が解散命令を受けた場合、又はやむ得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ハ 事業所が指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

(利用者からの契約解約)

第 14 条 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解消することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者に通知するものとします。

- イ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める訪問看護サービスを実施しない場合
- 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合

- ハ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(虐待防止に関する事項)

第 15 条 事業者は、利用者等の人権擁護、虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な処置を講じます。

- イ 虐待防止に関する責任者の選定及び設置を行います。
- ロ 成年後見制度の利用支援を致します。
- ハ 苦情解決体制の整備を致します。
- ニ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施に取り組みます。

(賠償責任)

第 16 条 事業者は、サービスの提供に伴って事業者の責め帰すべき事由により利用者の生じた損害について賠償する責任を負います。

- 2 利用者の故意または重過失により、事業者の施設または備品の利用につき、通常の保守・管理の程度を超える補修等が必要となった場合は、その費用は利用者が負担します。

(緊急の対応)

第 17 条 事業者は、訪問看護サービスの提供時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医及び重要事項説明書記載の緊急連絡先に連絡を取り、救急治療あるいは救急入院等に必要な処置を講じます。

(身分証携帯義務)

第 18 条 サービス従事者は、常に身分証を携帯し、初回訪問時及び利用者、又はその家族から提示を求められた時は、いつでも身分証明書を提示します。

(苦情処理)

第 19 条 事業者は、その提供したサービスに関する利用者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

(協議事項)

第 20 条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

年　　月　　日

大阪府堺市堺区向陵中町4-4-32 チボリビル3階
代表社員　芦田　洋介　印

利用者

住 所_____

氏 名_____印

上記署名は、利用者本人の同意を得て_____ (続柄) が
代行しました。
(代理人)

住 所_____

氏 名_____ (続柄) 印